

令和4年5月2日

「私立学校法改正法案骨子案」に対する意見

(公財) 公益法人協会

理事長 雨宮孝子

○総論

- ・学校法人の機関設計の在り方について、「執行と監視・監督の役割の明確化・分離」という改革理念を継承しつつ、各機関の「建設的な協働とけん制関係の確立」によって、円滑な業務執行、幅広いステークホルダーの意見の反映、法令や社会的規範から逸脱した業務執行の防止・是正を目指すという基本的スタンスには賛成である。
- ・新しいガバナンスの一つの柱となる評議員会制度については、けん制の権限を保有する根拠となるべき存在の正統性を、評議員の選出母体となる多様なステークホルダーに求めた点は、理論的にも、また学校法人の歴史や実態にも合致するものであり評価できる。
- ・学校法人の規模や特性等による法的規律については、所管行政庁ごとの対応が示されているが、一律適用による各種の問題発生という公益法人制度改革における失敗例もあり、さらに細かく具体的に検討すべきと思われる。その際の判断基準は、(今回十分に議論されていない) 個々の学校法人の将来のあり方(国際水準の研究や教育を目指すのか、普通一般教育の充実にとどまるのか等)やイギリスのチャリティにおける小規模法人に対する proportionate(つり合いのとれた)という考え方を参考とすべきであろう。

○学校法人における理事会と評議員会の意思決定権限

評議員会の権限について、最高の決議機関であるといったその機関の存在の正統性の議論を欠いた独りよがりな幻想が生じない形となったことは評価できる。しかし、理事会の決定・決議との優劣を決めないという点は実務的には問題を残すものであり、一定の事項※は評議員会が最終決定機関であるという現行の公益法人等の扱いと同じで良いのではないか。

※具体的の方針に書かれた任意解散・合併、(重要な)寄附行為の変更の他に、事業報告、決算報告(必要な法人は予算と事業計画を含む)の承認、役員報酬の決議をその権限とすべきと思われる。

○理事会の監督機能によるガバナンス強化

理事会による理事長の選定・解職、重要事項の決定に係る理事への委任の禁止、理事の職務執行報告等は公益法人等において既に行われているものであり、有効な制度であることから賛成である。

○評議員会のチェック機能によるガバナンス強化

- ・理事の選解任機関として、評議員会のみならず、その他の機関も寄付行為で定めることによりその機関となり得ることについては、選解任機関の多様化として、一つの考え方である。
- ・しかしながら、その他の機関の場合には評議員会の意見をあらかじめ聞かなければならない点についてはその手続きをどうするのか、さらに解任する場合には監事が絡んだり、評議員会自らが訴訟を提起するといった手続きを要することとしているが、それが実務的に可能でかつ上手く機能するか否か疑問なしとしないと思われる。もっとシンプルな方式が考えられるべきであろう。

○評議員の選任と評議員会の構成等の適切化

評議員の選任機関を評議員会としたことは、それを法律で規定することもあり、一義的に明確であり評価に値すると思われる。他方、実際の運用としては理事(会)から、あるいはステークホルダーから推薦される評議員の数や割合について、法律上の上限の決め方やその具体的な内容については、相当の幅がないと実務的な運用は難しく、その実行にかなりの負担や困難が生じることも考えられる。したがって法の規制は大まかな基準の提示にとどめ、実際の規律は寄附行為によるものとすべきであろう。

○監事の地位の独立性と職務の公正性の確保

監事の選解任を理事長ではなく評議員会としたことは、当然の措置であるが評価できる。また評議員会との協働についても評価できるが、評議員の不正行為や法令違反について所轄庁、理事会、評議員会への報告の対象とする点については、他の非営利法人類型に見られないものであり、その範囲や具体的運用の明確化が望まれる。

○重層的な監査体制の構築

監査体制の充実については、今までの相当手薄であっただけに、監事と理事会や評議員会との協働や相互けん制も加わり、強化されることは評価できる。既に、公益法人や社会福祉法人に取り入れられている制度がほとんどであるが、この面で同一レベルに学校法人が追いついたことは非営利法人全体としても好ましいといえよう。

○その他

- ・情報公開については、ガバナンスに有効であるという理解が一般的であり、それが拡大されることは評価できる。ただ、これでも不足している部分があることから、他の非営利法人と同一レベルにすべきである。特に学校法人共通のプラットフォームについて、将来的な課題として検討すべきとしているが、学校法人同士の比較可能性を高めることもあり、優先度はむしろ高いのではないかと思われる。
- ・過料・刑事罰の在り方については、各種の不祥事をふまえれば、むしろ遅きに失したものだといえよう。他の公益法人制度の取扱いに倣って早急な法制化が望まれる。

以上